

であり、活用されたい。

また、児童委員・主任児童委員は、市町村の「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」に積極的に参画するとともに、市町村・児童相談所や学校等の関係機関と連携を図り、地域の子どもやその家族の実情を把握する等、児童虐待防止の上で適切な役割を果たすことが期待されていることから、研修などの様々な機会を通じて特段のご指導をお願いします。

「地域子育て環境づくり支援事業」において、児童委員、主任児童委員を対象とした研修事業、地域における子育て支援活動を継続的に実施するための協議会及び地域の子育て家庭に幅広く児童委員等の活動を知ってもらうことを目的として児童委員等を講師にした子育てセミナー等の事業を助成対象としているので、この事業を積極的に活用されたい。

（関連資料 6（293頁））

（2）個人情報取り扱いについて

民生委員・児童委員、主任児童委員については、民生委員法第15条に職務を遂行するに当たって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守るということが規定されているところである。

各地方自治体におかれては、地域における民生委員・児童委員、主任児童委員活動の重要性をご認識いただき、円滑な活動に必要な情報の提供にご配慮願うとともに、地域住民に対しても、制度の正しい理解が得られるよう格別のご配慮をお願いします。（関連資料 7（294頁））

（3）委嘱手続きの簡素化及び迅速化

昨年5月、地方分権改革推進委員会の第一次勧告において、「民生委員の委嘱手続きを簡略化する。その具体的な方策について平成20年度中に結論を得る。」と指摘されているところであり、簡略化のための方策について、年度内に結論を得るべく現在検討しているところである。なお、各自治体においても、欠員が生じた際の欠員補充の手続きについては、極力その迅速化に努めるとともに、民生委員・児童委員の定数に対する充足率が低い自治体においては、引き続き、民生委員・児童委員の確保に努められたい。